

りそな企業年金研究所

企業年金ノート

目次

【本 題】	企業年金の受託概況について（2014年3月末現在）	P1
【コ ラ ム】	年金機能強化法の施行による平成26年4月からの改正事項	P7

企業年金の受託概況について（2014年3月末現在）

1. はじめに

企業年金の制度数および加入者数等については、厚生労働省および企業年金連合会が定期的に公表しているほか、毎年5月下旬には信託協会等による「企業年金（確定給付型）の受託概況」および「確定拠出年金（企業型）の統計概況」が公表されています。

本年5月27日、上記概況の最新版（2014（平成26）年3月末現在）が公表されましたので、その概要ならびに企業年金制度の概数の推移について解説いたします。

2. 企業年金の2014年3月末現在の概況

(1) 給付建て（確定給付型）制度

「企業年金の受託概況」は、信託協会、生命保険協会およびJA共済連の連名により、給付建て（確定給付型）企業年金制度の受託件数、加入者数ならびに資産残高を取りまとめているものです。かつては厚生年金基金および適格退職年金の概況を取りまとめていましたが、2002年の確定給付企業年金の創設ならびに2012年の適格退職年金の廃止を経て、現在は、厚生年金基金および確定給付企業年金の2制度について「企業年金（確定給付型）の受託概況」として取りまとめています。2014年3月末現在の概況は、図表1の通りです。

＜図表1＞企業年金（確定給付型）の受託概況（2014年3月末現在）

		受託件数	資 産 残 高 (時 価)			加入者数
		(基金、件)	(億円)	構成比	対前年比増減率	(万人)
厚生年金基金	信託銀行	413	285,882	92.4%	7.8%	349
	生保会社	118	23,418	7.6%	▲ 1.3%	58
	小 計	531	309,301	100.0%	7.1%	408
確定給付企業年金	信託銀行	3,803	401,584	74.9%	7.2%	522
	生保会社	10,096	130,459	24.3%	7.2%	256
	JA 共済連	379	4,076	0.8%	5.2%	9
	小 計	14,278	536,121	100.0%	7.2%	788
合 計		14,809	845,422	—	7.1%	1,197

(注1) 受託件数および加入者数は、共同受託の場合は重複計上を避けるため幹事会社をベースに計上している。

(注2) 信託銀行の資産残高は、年金信託契約、年金特定信託契約等の合計。

(注3) 生保会社の資産残高は、特別勘定特約の資産残高を含む。

(注4) 生保会社およびJA共済連の確定給付企業年金には、受託保証型確定給付企業年金を含む。

(出所) 信託協会・生命保険協会・JA共済連「企業年金（確定給付型）の受託概況」（平成26年3月末現在）

企業年金の受託概況について(2014年3月末現在)

2014年3月末現在の状況をみると、厚生年金基金は基金数531件（前年度比▲29件）、加入員数408万人（前年度比▲18万人）、資産残高は30兆9,301億円（前年度比+2兆409億円）となっています。昨年6月に改正厚生年金保険法（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律）が可決・成立したことを受けて29基金が解散または代行返上を選択したにもかかわらず、昨年来の株高・円安が奏功して資産残高では前年度に引き続き増加し、2007（平成19）年度末以来6年ぶりに30兆円台を回復しました。

一方、確定給付企業年金（DB）は、前年度に制度数・加入者数とも初めて減少に転じましたが、2014年3月末は制度数14,278件（前年度比▲398件）、加入者数788万人（前年度比▲8万人）と、2年連続で減少となりました。なお資産残高は、厚生年金基金と同様に良好な資産運用環境を反映して、53兆6,121億円（前年度比+3兆5,862億円）と増加しています。

(2) 掛金建て（確定拠出型）制度

確定拠出年金（企業型）については、制度施行から10年を経過したのを機に、運営管理機関連絡協議会、信託協会および生命保険協会の連名による「**確定拠出年金（企業型）の統計概況**」が2012年から公表されています。2014年3月末現在の概況は、規約数4,381件（前年度比+160件）、資産額7兆4,871億円（前年度比7,261億円）、加入者数466万人（前年度比+23万人）となっています。

＜図表2＞確定拠出年金（企業型）の統計概況（2014年3月末現在）

	規 約 数		資産額（時価）		加入者数	
	（件）	対前年比 増減率	（億円）	対前年比 増減率	（万人）	対前年比 増減率
確定拠出年金 （企業型）	4,381	3.8%	74,871	10.7%	466	5.3%

（注1）記録関連運営管理機関4社（SBIベネフィット・システムズ（株）、損保ジャパンDC証券（株）、日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー（株）、日本レコード・キーピング・ネットワーク（株））で管理されているデータを基に、運営管理機関連絡協議会が作成したもの。

（注2）制度開始ベースであるため、厚生労働省の公表計数（承認ベース）とは必ずしも一致しない。

（出所）運営管理機関連絡協議会・信託協会・生命保険協会「確定拠出年金（企業型）の統計概況」（平成26年3月末現在）

＜図表3＞企業年金の制度数の推移（2001年度末以降）

年度末	厚生年金基金		確定給付企業年金		確定拠出年金（企業型）	
					規 約 数	実施事業主数
2001	1,737	—	—	—	70	—
02	1,656	(▲81)	15	—	361	(291)
03	1,357	(▲299)	316	(301)	845	(484)
04	838	(▲519)	992	(676)	1,402	(557)
05	687	(▲151)	1,430	(438)	1,866	(464)
06	658	(▲29)	1,940	(510)	2,313	(447)
07	626	(▲32)	3,098	(1,158)	2,710	(397)
08	617	(▲9)	5,006	(1,908)	3,043	(333)
09	608	(▲9)	7,407	(2,401)	3,301	(258)
10	595	(▲13)	10,044	(2,637)	3,705	(404)
11	577	(▲18)	14,989	(4,945)	4,135	(430)
12	560	(▲17)	14,697	(▲292)	4,247	(112)
13	531	(▲29)	14,337	(▲360)	4,434	(187)
						18,393 (1,065)

（注1）（ ）内は、対前年度比の増減数。

（注2）厚生労働省および企業年金連合会の集計値であり、図表1および図表2の数値とは必ずしも一致しない。

（出所）企業年金連合会『企業年金に関する基礎資料』を基にリそな企業年金研究所作成。

3. 企業年金制度の推移（時系列）

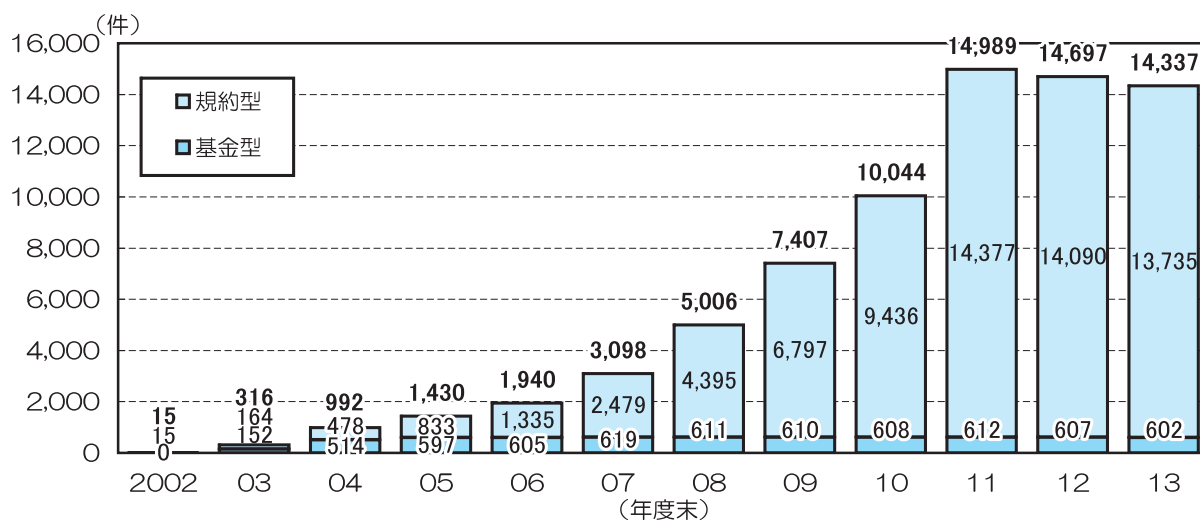
（1）制度数の推移

わが国の企業年金における 2001 年度以降の制度数の推移をみると（図表 3）、厚生年金基金は、2002 年の代行返上の解禁を受けて 2003～04 年度にかけて急激に減少し、現在もなお減少基調にあります。本年 4 月より改正厚生年金保険法が施行され、5 年間の時限措置である特例解散措置（自主解散・清算型解散）の申請が開始されたことから、今後更に減少傾向に拍車がかかるものと推察されます。

確定給付企業年金は、制度創設以降順調に普及してきたものの、2012 年度末を機に制度数が減少に転じています。要因としては、適格退職年金からの移行終了、新規発足の減少および確定拠出年金への移行等が考えられますが、2013 年度の設立形態別あるいは受託形態別の推移をみると、設立形態別では基金型 602 件（前年度比▲5 件）に対し規約型 13,735 件（同▲355 件）（図表 4）、受託形態別では信託銀行 3,803 件（同▲36 件）に対し生命保険会社 10,096 件（同▲359 件）となっており（図表 5）、比較的小規模な制度の減少が大半を占めていることがうかがえます。

一方、確定拠出年金（企業型）は、制度創設以降右肩上がりで普及していますが、適年移行が終了した 2012 年度末以降、規約数および実施事業主数ともに件数の伸びが鈍化しています。厚生年金基金および確定給付企業年金の制度数の減少と比較した限りでは、確定拠出年金（企業型）が制度移行の受け皿として機能しているとは必ずしも断言できない状況です。

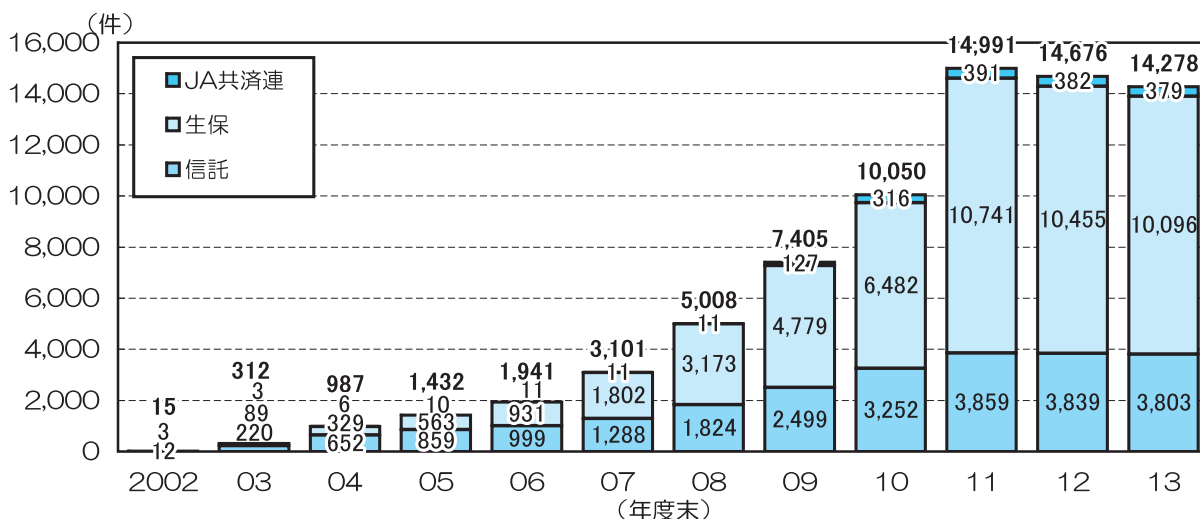
＜図表 4＞確定給付企業年金の制度数の推移（設立形態別）



（注）厚生労働省および企業年金連合会の集計値であり、図表 1 の数値とは必ずしも一致しない。

（出所）企業年金連合会『企業年金に関する基礎資料』を基にリそな企業年金研究所作成。

＜図表 5＞確定給付企業年金の制度数の推移（受託形態別）



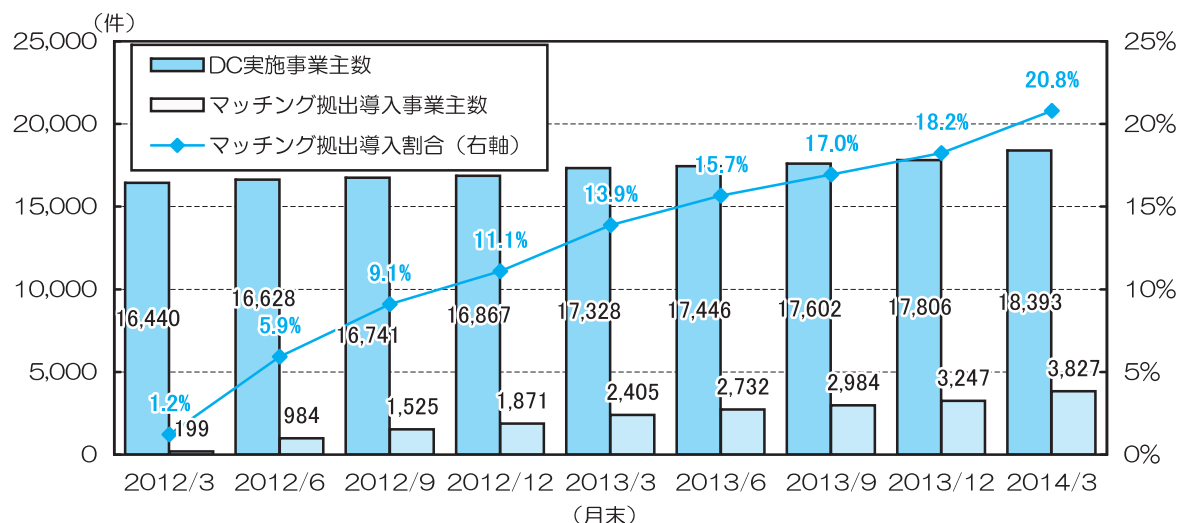
（注）信託協会・生命保険協会・JA 共済連の集計値であり、図表 3 および 4 の数値とは必ずしも一致しない。

（出所）信託協会・生命保険協会・JA 共済連「企業年金（確定給付型）の受託概況」各年版

企業年金の受託概況について(2014年3月末現在)

一方、確定拠出年金（企業型）において2012年1月より実施が可能となったマッチング拠出は、2014年3月末で1,053規約・3,827事業所で実施されており、実施から2年間あまりで2割超の企業に普及した計算となります（図表6）。

＜図表6＞確定拠出年金（企業型）におけるマッチング拠出の実施状況（2012年以降）



（注1）マッチング拠出導入割合（%）＝マッチング拠出導入事業主数／DC実施事業主数

（注2）厚生労働省の集計値であり、図表2の数値とは必ずしも一致しない。

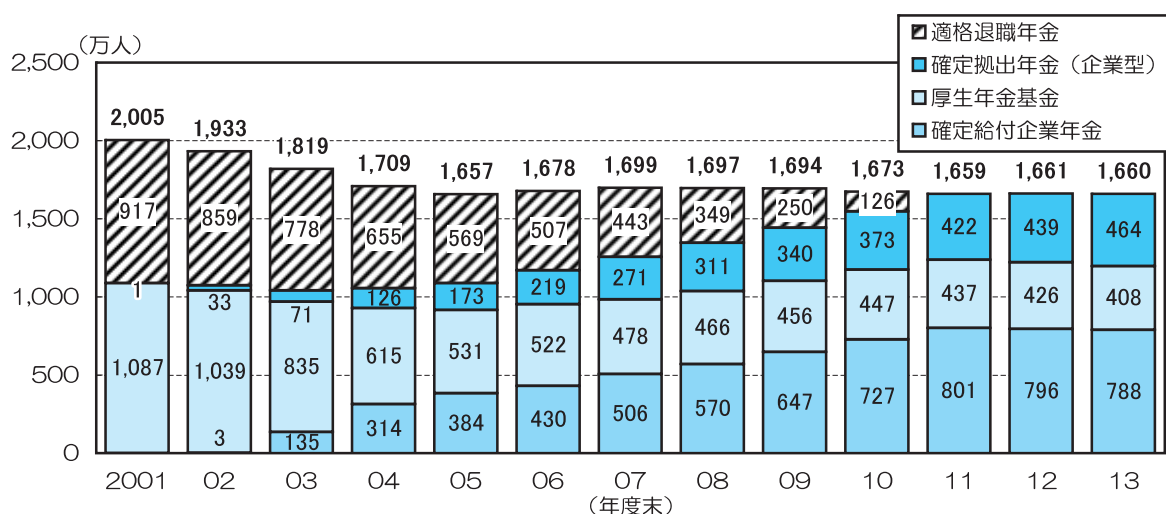
（出所）厚生労働省「企業型年金の運用実態について」を基にりそな企業年金研究所作成。

（2）加入者数の推移

企業年金の加入者数の推移は、図表7の通りです。2001年の確定給付企業年金法および確定拠出年金法の制定により適年移行・代行返上が開始されたのを機に、確定給付企業年金および確定拠出年金（企業型）の加入者数が徐々に増加しています。2012年度末には、確定拠出年金（企業型）の加入者数が厚生年金基金の加入員数を上回るに至っています。

一方で、企業年金全体の加入者総数は、ピーク時の約4分の3の水準に落ち込んでいます。企業年金の加入者数が減少し、ごく一部の層にしか適用されなくなると、税制優遇という企業年金制度の立法基盤にも影響するのではないかと指摘もあることから、その動向には注意を払う必要があります。

＜図表7＞企業年金の加入者数の推移（2001年度末以降）



（注1）2012年度までは、厚生労働省の集計値。

（注2）2013年度は、厚生年金基金および確定給付企業年金は信託協会・生命保険協会・JA共済連「企業年金（確定給付型）の受託概況」、確定拠出年金は厚生労働省「確定拠出年金の施行状況」による。

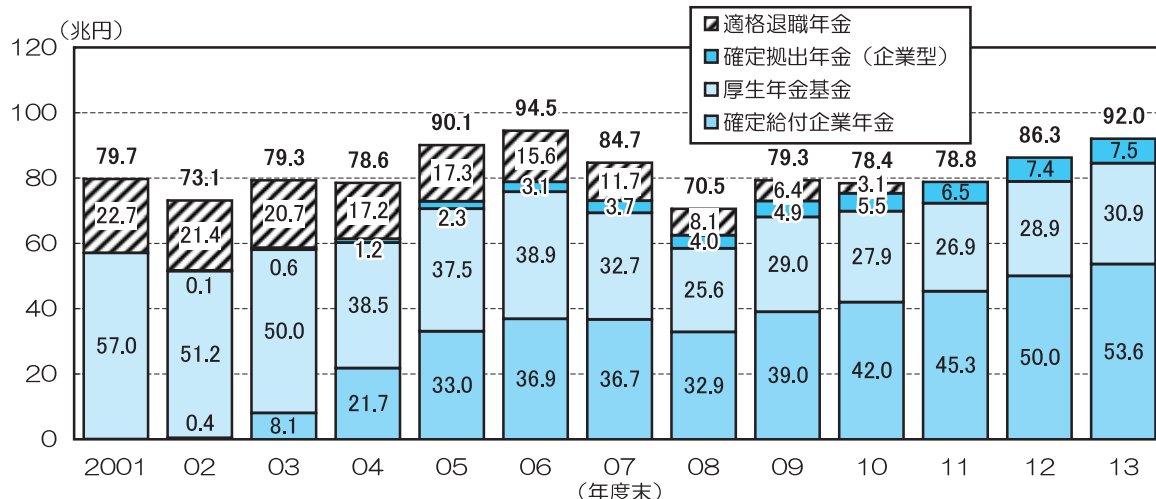
（出所）企業年金連合会『企業年金に関する基礎資料』を基にりそな企業年金研究所作成。

(3) 資産残高の推移

企業年金の資産残高の推移は、図表 8 の通りです。2000 年代に入り資産運用環境の変動の影響を大きく受けているものの、2013 年度末時点の資産残高総額は約 92 兆円と、サブプライム問題やリーマンショックの発生前の水準まで回復しています。これは、わが国の GDP（2013 年度で約 482 兆円）の 20% に達する規模です。

制度別にみると、給付建て制度である厚生年金基金および確定給付企業年金の資産規模が際立っている一方、確定拠出年金は資産規模の面ではまだ存在を発揮するには至っていないのが現状です。

＜図表 8＞企業年金の資産残高の推移（2001 年度末以降）



（注 1）2012 年度までは、厚生労働省の集計値。

（注 2）2013 年度は、厚生年金基金および確定給付企業年金は信託協会・生命保険協会・JA 共済連「企業年金（確定給付型）の受託概況」、確定拠出年金は運営管理機関連絡協議会・信託協会・生命保険協会「確定拠出年金（企業型）の統計概況」による。

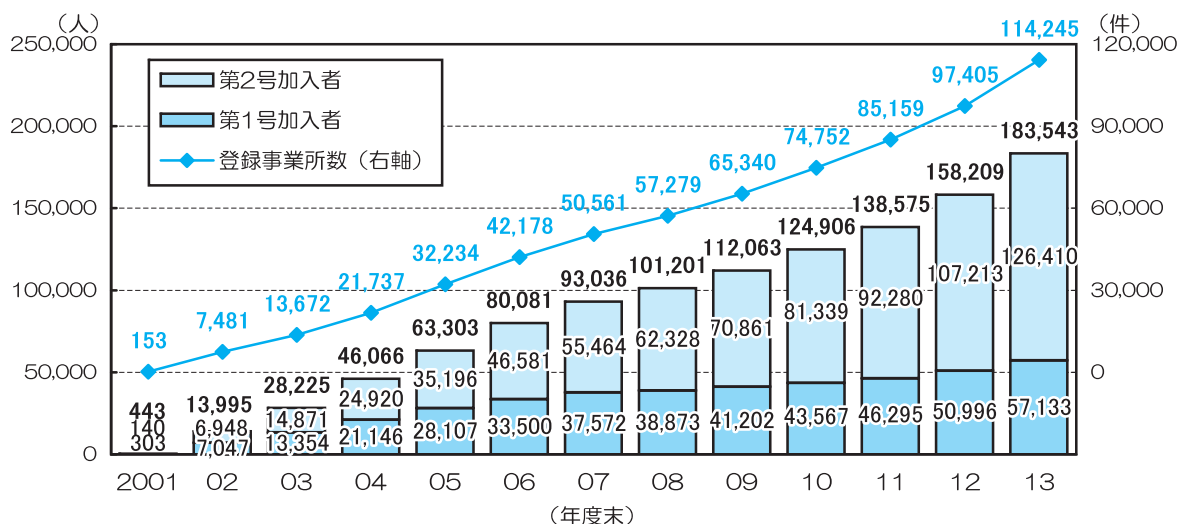
（出所）企業年金連合会『企業年金に関する基礎資料』を基にリそな企業年金研究所作成。

4. その他の制度の概況

(1) 確定拠出年金（個人型）の概況

確定拠出年金（個人型）の加入者数および登録事業所数の推移は、図表 9 の通りです。2013 年度末時点では、第 1 号加入者（自営業者等）が 57,133 人（前年度比 + 6,137 人）、第 2 号加入者（企業年金のないサラリーマン等）が 126,410 人（同 + 19,197 人）となり、合計で 183,543 人（同 + 25,334 人）となりました。また、第 2 号加入者に係る登録事業所数も 114,245 件（前年度比 + 16,840 件）となっています。

＜図表 9＞確定拠出年金（個人型）の加入者数・登録事業所数の推移



（出所）厚生労働省「確定拠出年金の施行状況」を基にリそな企業年金研究所作成。

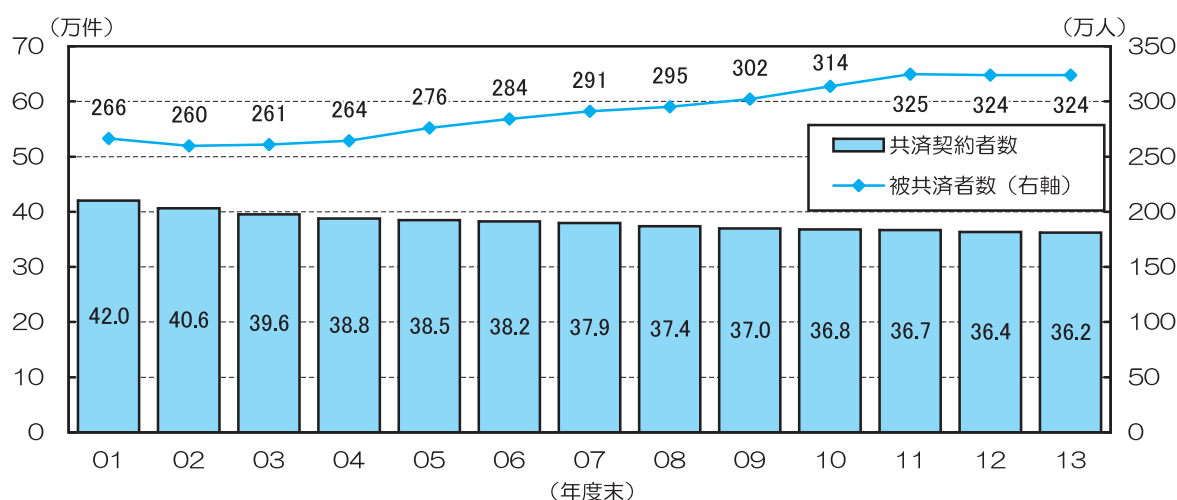
個人型年金は、企業型年金とは対照的に、2013年度は加入者数・登録事業所数ともに過去最高の増加幅を記録しました。要因としては、2013年7月にNISA（小額投資非課税制度）の実施が正式決定して以降（施行は2014年1月）、NISAに比類する金融商品として大きくクローズアップされたことが推察されます。

(2) 中小企業退職金共済（中退共）の概況

中小企業退職金共済（中退共）の共済契約者数（加入企業数）および被共済者数（加入者数）の推移は、図表10の通りです。2013年度末時点では加入企業数は36.2万件、加入者数は324万人となっています。加入企業数は、2001年度末以降一貫して減少傾向にあります。

一方、加入者数は、適年廃止に伴う移行措置が実施された2002年から2011年度末までは増加傾向にあったものの、当該移行措置が終了した2012年度以降は減少に転じています。本年4月より改正厚生年金保険法が施行され、解散基金に係る残余財産を中退共に移行することが可能となったことから、今後は再び増加傾向に転じることも考えられます。

<図表10> 中小企業退職金共済の加入企業数・加入者数の推移（2001年度以降）



(注) 「共済契約者」は加入企業を、「被共済者」は加入者数をそれぞれ表す。

(出所) 勤労者退職金共済機構『中小企業退職金共済事業概況』を基にりそな企業年金研究所作成。

— りそなコラム —

年金機能強化法の施行による平成26年4月からの改正事項

第49回のコラムのテーマは、年金機能強化法（公的年金制度の財政基盤及び最低保証機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号））の施行による平成26年4月からの改正事項に関する、とある厚生年金基金の職員「Aさん」と、その上司の「B事務長」との間のディスカッションです。

B事務長：年金機能強化法の施行によりこの4月から改正される事項のうち、厚生年金基金にも大いに関係する改正項目が3点ありますが、何かわかりますか。

Aさん：厚生年金基金にも関係する事項といえば、以下のものでしょうか？

- ① 産前産後休業中の掛金免除
- ② 未支給の給付に係る遺族範囲・順位の変更
- ③ 支給繰下げ者に係る繰下げ後の支給開始時の扱いの変更

B事務長：その通りですね。それでは、最初に①産前産後休業中の掛金免除について概要を説明してください。

Aさん：本年4月より、次世代育成の観点から、厚生年金の被保険者について産前産後休業（産休）期間中の年金保険料が免除されることになりました。これに伴い、基金の掛金も免除されることとなります。従来は、育児休業期間については免除措置が講じられていましたが、産前産後休業にも拡大され、産前6週間（多胎妊娠の場合14週間）ならびに産後8週間のうち、被保険者が労務に従事しなかった期間も新たに対象となりました。

B事務長：その通りです。詳しくは、『企業年金ノート』2014年4月号のコラム「産前産後休業（産休）期間中の社会保険料の免除について」で解説されているから、後で確認しておいてください。
(<http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/nenkin/info/note/pdf/201404.pdf#page=7>)
では次に、②未支給の給付に係る遺族範囲・順位の変更についてはどうですか。

Aさん：はい。これまでは、未支給の給付を受け取れる遺族の範囲は、亡くなった方と生計を同じくする2親等以内の親族（配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹）とされていましたが、この4月から、遺族の範囲が生計を同じくする3親等以内の親族（甥、姪、子の配偶者等）まで拡大されました。ただし、平成26年4月以降にお亡くなりになった方の未支給給付が対象となります。

＜新たに未支給給付を受け取れる遺族＞

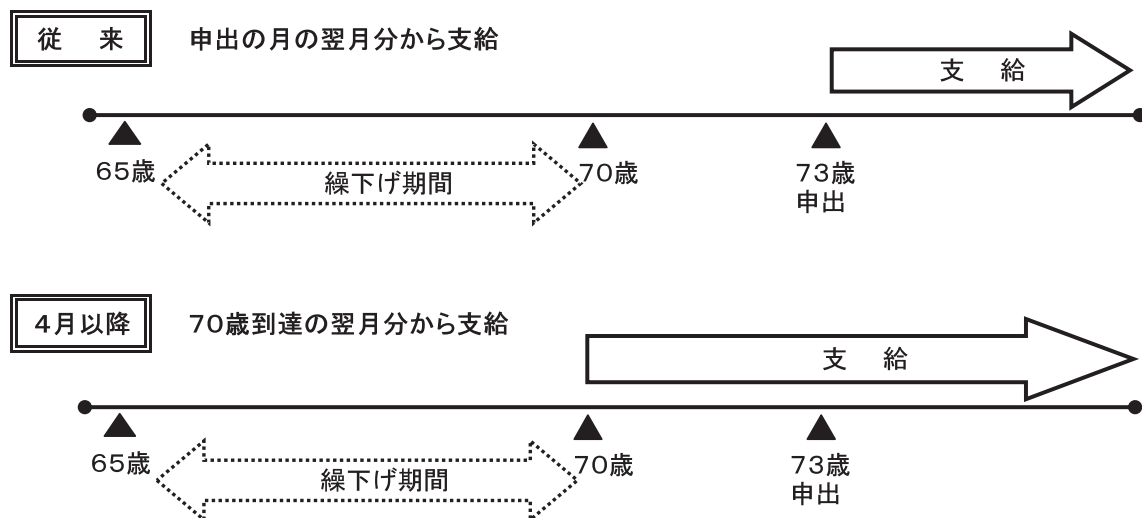
1親等	子の配偶者・配偶者の父母
2親等	孫の配偶者、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の祖父母、配偶者の兄弟姉妹
3親等	曾孫、曾祖父母、曾孫の配偶者、甥・姪、おじ・おば、甥・姪の配偶者、おじ・おばの配偶者、配偶者の曾祖父母、配偶者の甥・姪、配偶者のおじ・おば

B事務長：そうですね。厚生年金基金の遺族一時金給付に係る遺族の範囲についても同様に変更するのが一般的で、当基金でも今回変更しましたね。

では、③支給繰下げ者に係る繰下げ後の支給開始時の扱いの変更とは、どのような内容ですか。

Aさん：従来は、請求が遅れ、70歳に達した後に繰下げ支給の申出を行なった場合、申出のあった翌月以降の年金しか支払われない扱いとなっていました。この4月からは、繰下げの申出を行なうまでの期間の給付についても、支給されることとなります。

具体的に言いますと、例えば73歳で繰下げ支給の申出をした場合、従来は、年金額は70歳までの記録を計算基礎として増額されるものの、支給が開始されるのは繰下げ申出時点の翌月分からとなり、70歳から申出月までの期間は年金が支給されませんでした。この点が改善され、本年4月以降に70歳に到達する方からは、70歳から繰下げを申出するまでの期間についても増額された年金が遡って支給されるようになります。



B事務長：その通りです。よく勉強してますね。

このほか、本年4月からの改正事項で基金に関係があるものとしては、「年金受給者が所在不明になった場合の世帯員による届出の義務付け」が挙げられますね。また、基金に直接関連する事項ではありませんが、公的年金制度においては以下の見直し・改善が図られていますので、頭に入れておいたほうがよいでしょう。

- ① 遺族基礎年金の男女差解消（父子家庭への支給）
- ② 国民年金任意加入者の未納期間の合算対象期間への算入
- ③ 障害年金の額改定請求にかかる待期期間の一部緩和
- ④ 国民年金の法定免除期間に係る保険料の取り扱いの改善
- ⑤ 国民年金保険料免除に係る遡及期間の見直し
- ⑥ 国民年金の付加保険料の納付期限の延長

詳細は、日本年金機構のホームページ等で確認できるので、時間があるときに確認しておいてください。

Aさん：かしこまりました。厚生年金以外のところでも、いろいろ改善されているんですね。勉強になりました。

企業年金ノート No.554

平成26年6月 りそな銀行発行



りそな銀行は、企業年金に関する情報発信のポータルサイト「りそな企業年金ネットワーク」を開設しております。

会員専用サイトの閲覧をご希望の場合は、弊社営業担当者または上記問合せ先までお問い合わせください。

受付時間…月曜日～金曜日 9：00～17：00（土、日、祝日および12月31日～1月3日はご利用いただけません。）

信託ビジネス部

〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟

TEL:03(6704)3384 MAIL:Pension.Research@resonabank.co.jp

※りそな銀行「りそな企業年金ネットワーク」でもご覧いただけます。

<https://resona-nenkin.secure.force.com/>